

第1章 「個別の教育支援計画」について

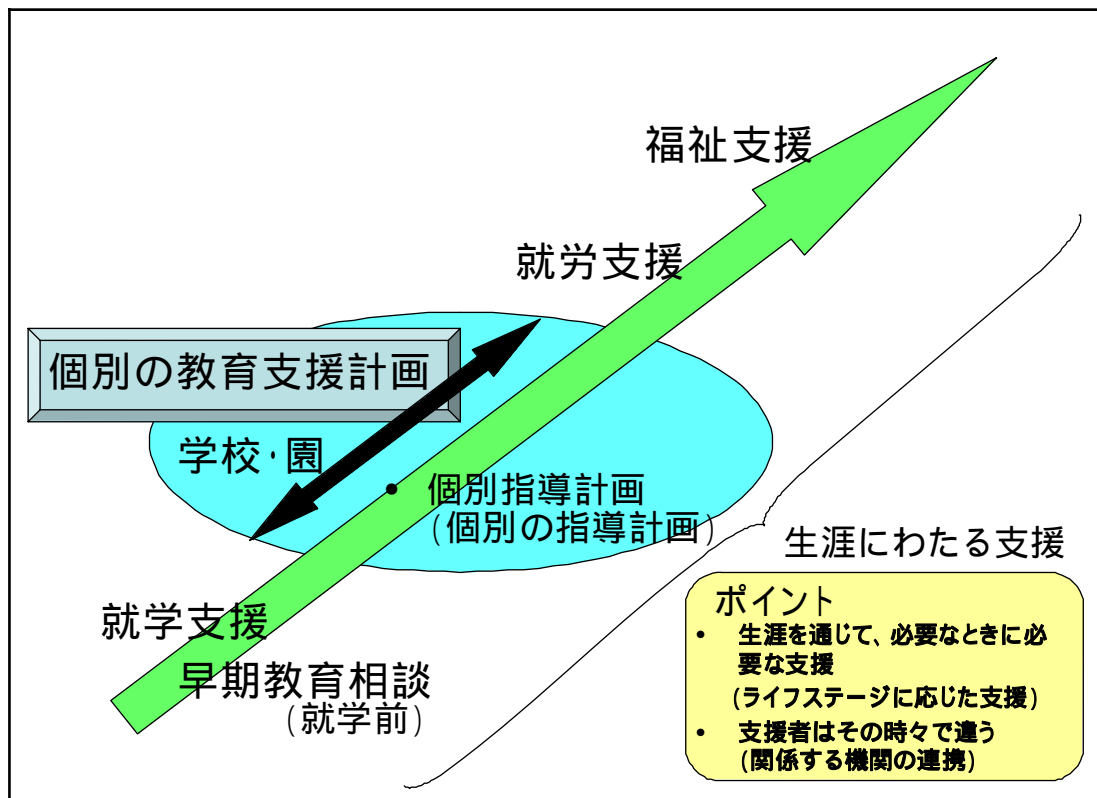
1 「個別の教育支援計画」とは

「個別の教育支援計画」とは、障害のある幼児児童生徒一人一人を関係機関（教育、医療、保健、福祉、労働等）が連携して効果的に支援するための計画です。

つまり、関係者が本人及び保護者の願いや目標、支援内容、支援方法等の情報を共有したり役割分担したりして適切な支援をしていくための道具（ツール）です。

小・中学校においては、従来の特殊教育の対象の児童生徒に加え、通常の学級に在籍する学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）、高機能自閉症等の児童生徒を含めた障害のあるすべての児童生徒のうち、「個別の教育支援計画」を作成する必要があり、保護者の同意を得た児童生徒を対象とします。

LD等の障害の診断がされていない児童生徒であっても、障害による学習上又は生活上の困難を克服するために特別な教育的支援を必要とすると思われる児童生徒も対象とします。

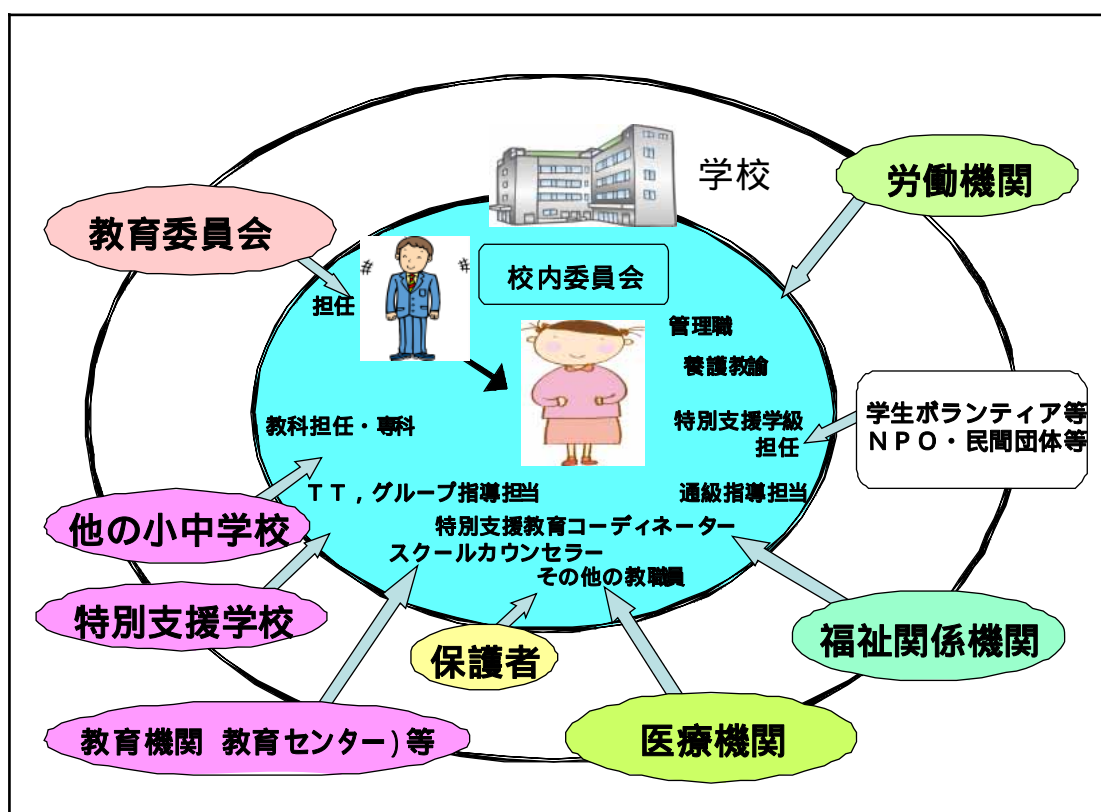


(図1) 「個別の教育支援計画」のイメージ

2 「個別の教育支援計画」作成の目的

「個別の教育支援計画」は、障害のある幼児児童生徒の一人一人のニーズを正確に把握し、教育の視点から適切に対応していくという考えの下、長期的な視点で、乳幼児期から学校卒業後までを通じて一貫した的確な教育的支援を行うことを目的としています。

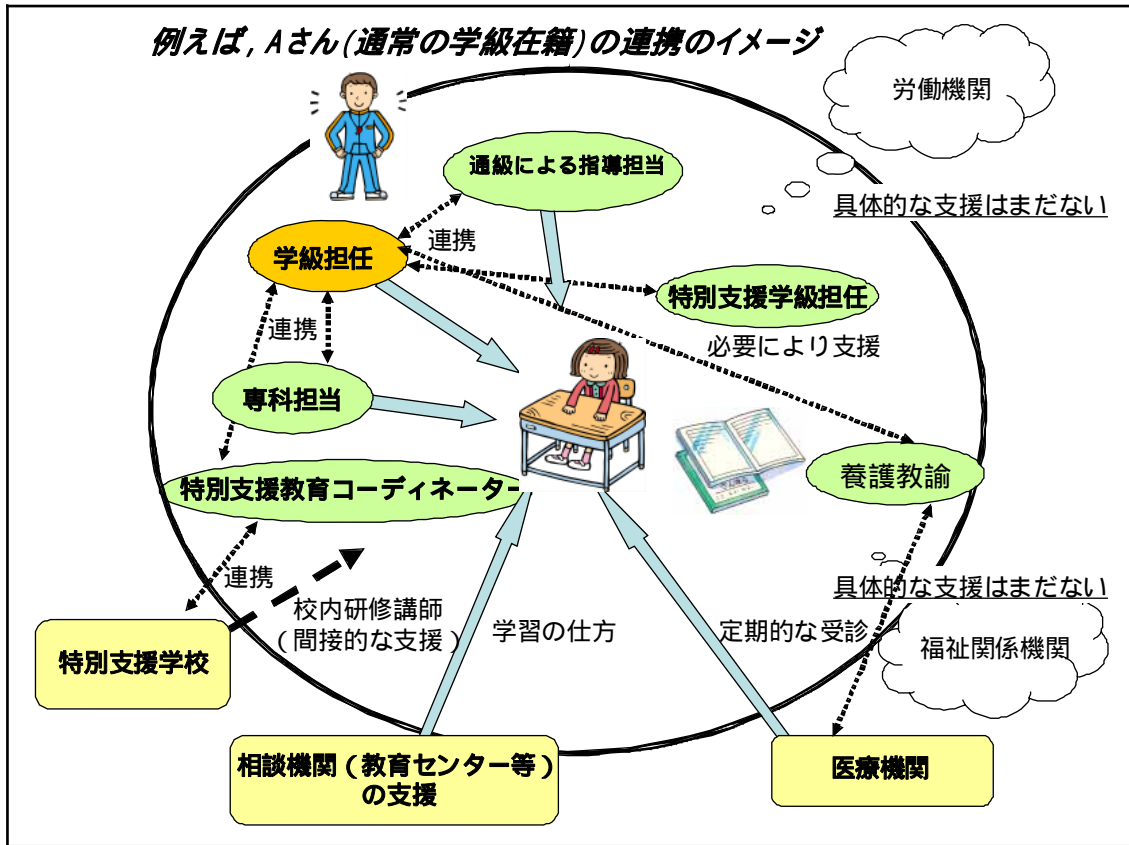
また、この教育的支援は、教育のみならず、医療、保健、福祉、労働等の様々な側面からの取組が必要であり、関係機関、関係部局の密接な連携協力を確保することが不可欠です。



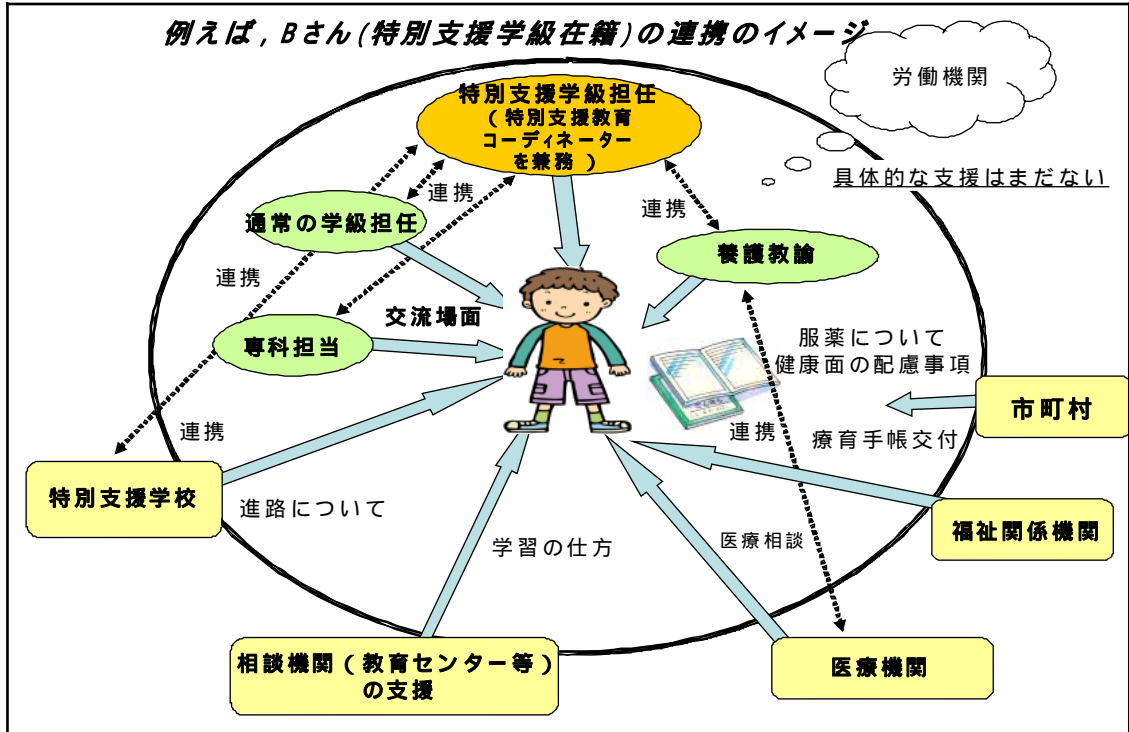
(図2) 関係機関との連携のイメージ図

地域の状況や個々の実態に応じて、関係する機関やかかわり方も違ってきます。

児童生徒一人一人を例にとってイメージしたものが次の図です。校内においても子どもの実態や校内体制に応じて、かかわる人や連携の仕方が違ってきます。個に応じた「個別の教育支援計画」であり、同じ学級内に支援の必要な子どもが複数いる場合でも、必ずしも同じ支援体制になるわけではありません。



(図3) Aさん(通常の学級在籍)の連携のイメージ



(図4) Bさん(特別支援学級在籍)の連携のイメージ

* (図3) (図4) は参考例です。

3 「個別の教育支援計画」を巡る国や県の動き

「個別の教育支援計画」は、平成14年12月に出された障害者基本計画で、「障害のある子どもの発達段階に応じて、関係機関が適切な役割分担の下に、一人一人のニーズに対応して適切な支援を行う計画(個別の支援計画)を策定して効果的な支援を行う」とされています。

小・中学校では、平成17年4月の「発達障害のある児童生徒等への支援について(通知)」において、必要に応じて作成を進めることと示されました。

「個別の教育支援計画」の作成についての経緯

国		千葉県
「障害者基本計画」	H14.12	<p>第3次千葉県障害者計画</p> <p>『「個別の教育支援計画」の作成と取扱いについて(通知)』</p> <p>・盲・聾・養護学校長あてに、「個別の教育支援計画」の作成と取扱いについて通知。</p> <p>「千葉県の特別支援教育の在り方について(提言)」</p> <p>・「個別の教育支援計画」の作成と実施を適切に行い、幼児児童生徒の教育的ニーズや実態に即した教育の充実を図ることが望まれる。</p> <p>「特別支援教育体制整備の推進について(通知)」</p> <p>・小・中学校においては ~ 必要に応じ「個別指導計画」及び「個別の教育支援計画」の作成を進めること。</p> <p>「千葉県特別支援教育推進基本計画」</p>
「重点施策実施5か年計画」	H14.12	
・盲・聾・養護学校において、平成17年度までに個別の教育支援計画を作成すること	H16.7	
	H17.3	
「発達障害のある児童生徒等への支援について(通知)」	H17.4	
・小学校等においては、必要に応じ、「個別の指導計画」及び「個別の教育支援計画」の作成を進めること		
「特別支援教育を推進するための制度の在り方について(答申)」	H17.12	
	H18.3	
・今後小・中学校を含めて策定の推進、「個別の指導計画」と併せて学習指導要領等に位置付けを行うことを検討する必要がある。	H18.9	
	H19.3	